

介護用品（おむつ等）事業について

令和7年4月から介護用品（おむつ等）事業の上限額が変わります。

現在利用中の方の申請は必要ありません。

新規で利用を希望される方は、大子町社会福祉協議会窓口にて申請をして下さい。

対象者	町内に住所を有し、かつ、介護保険施設に入所していない方（入院中は除く） で、次のいずれかに該当する方 （1）要支援2以上の認定を受けている方 （2）障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けている方 （3）指定難病の方（指定難病医療受給者証をお持ちの方） ※申請の際に介護度等が確認できるものをお持ちください。	
利用方法	宅 配 （一部購入費助成※1）	
	変更後	変更前
上限額	要介護5・身体障害者等級1級 指定難病・障害者支援区分6 療育手帳マルAの方 ・・・8,000円/月 上記以外の対象者 ・・・4,000円/月	要介護5・身体障害者等級1級 指定難病・障害者支援区分6 療育手帳マルAの方 ・・・8,000円/月 上記以外の対象者 ・・・6,000円/月
対象となる 介護用品	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清しき剤 ドライシャンプー おしりふきタオル 介護シート	

【※1 購入費助成について】

介護用品事業は原則、**宅配のみ**となりますが、入院中の介護用品代等については、購入費助成の対象となります。上限額については宅配利用分を含めた月の上限額となります。

（例）・入院中に病院から請求された介護用品代

・子供用おむつ使用の児童 等

問合せ 大子町社会福祉協議会（文化福祉会館「まいん」内）

TEL 0295-72-2005 ※土日祝を除く8:30~17:15